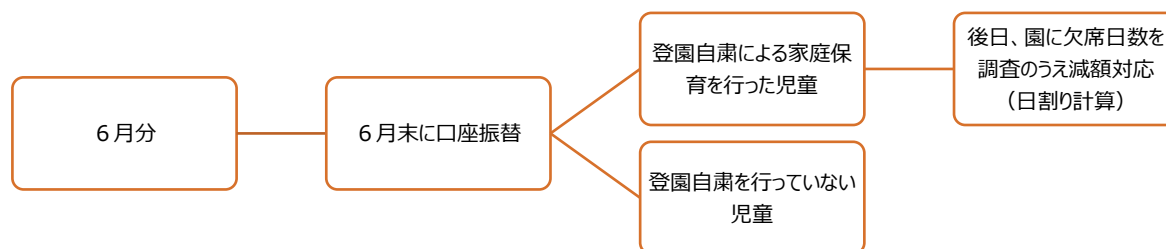


利用者負担額（保育料）の減額対応の取扱いについて

・新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために登園自粛（市から登園自粛の要請を行っている期間に限ります）した場合の利用者負担額（以下、保育料）について、6月分の保育料につきましては、下記の取扱いにて減額対応を行いますのでお知らせします。

6月分：従来通り口座振替を行います。登園自粛をされた場合は、後日、欠席日数を市から園に調査したうえで、日数に応じて減額対応を行います。



※保育料の納付は口座振替を原則としております。口座振替の申込をされていない方は、納付書にて納付ください。また、早期の申込手続きをお願いいたします。

※減額対応を行った後は、保護者宛に還付請求書をお送りします。還付請求書を返送いただいた後、記載いただいた振込口座に減額分を還付します。